

会 議 録

1 会議名

令和2年度第2回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題等（公開・非公開の別）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）（公開）
- (3) 特定個人情報保護評価について（諮問）（公開）
- (4) その他（公開）

3 開催日時

令和2年9月29日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

4 開催場所

上越保健センター 集団指導室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委員：大森康正（会長）、高橋邦夫（副会長）、早川英雄、原野聖子、小野幸子
浦壁澄子、田内洋二、折笠正勝
- ・ 事務局：総務管理課 金子総務管理課長、石黒副課長、冨田係長、片所主任
三輪主任、阿部主事
行政改革推進課 内海主任
共生まちづくり課 小川係長

学校教育課 平田主任、疊指導主事
ガス水道局施設整備課 石田主幹
国保年金課 岡主任
こども課 岡係長

8 発言の内容

(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成に関する業務」及び関連する報告案件の「1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成に関する業務」について事務局に説明を求める。

【富田係長】

資料4 ページから7 ページまでの諮問案件「1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成に関する業務」、資料4 6 ページから4 8 ページまでの関連する報告案件「1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成に関する業務」について、資料に沿って説明

【折笠委員】

感染者が出た場合に対応するということか。

【石黒副課長】

7月に市内でも感染が拡大したことから、施設を利用する方が安心して利用いただくため、また、もし利用した方の中で感染の疑いがある方がいた場合に速やかに把握する必要があるため、既に対応させていただいているもの。公共施設を団体で申し込み利用した場合は団体の代表者等に確認が取れるが、市役所等に立ち寄った場合等は連絡先が分からない。しかし、そこで手続きをされていればお名前が分かるので、そういった情報を取得する。過度にならない範囲で、もしもの時に連絡が付くように情報をいただいております、既に運用中のものである。

【折笠委員】

保健所に提出するということか。

【石黒副課長】

濃厚接触者の可能性がある場合に保健所に提出するため、情報を取得しているが、現在のところ実績はない。

【小野委員】

メールアドレスの情報は必要ないか。

【石黒副課長】

連絡さえとればよいので、氏名、住所、連絡先等が分かればよいと考えている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 外国人市民への市政情報等周知業務」について事務局に説明を求める。

【富田係長】

資料8ページから10ページまでの「2 外国人市民への市政情報等周知業務」について、資料に沿って説明

【小野委員】

在留の目的、期間の情報は必要ないか。

【富田係長】

この業務はサービスの内容を外国人の方に周知することが目的。住民基本台帳で外国人であることが分かり、その方の住所等が分かれば周知することができるため、それ以上の情報は特に必要ないと考えている。

【石黒副課長】

今回は、新しいツールについてお知らせするというもの。他の業務として外国人の方の相談を受ける業務においては、様々な情報をお聞きし、在留目的や期間などもお聞きするが、今回はあくまでお知らせをするものなので必要ないと考えている。

【原野委員】

住民票に在留資格は載っているか。

【石黒副課長】

住民票に載っている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて、「3 観光地域づくり実践事業」については事務局に説明を求める。

【富田係長】

資料12ページから13ページまでの「3 観光地域づくり実践事業」について、資料に沿って説明

【小野委員】

保有個人情報の項目の「容姿」とは具体的に何か。

【富田係長】

フォトコンテストにおいて、作品の写真に写った人物の姿の情報が「容姿」である。写真に写った方の了解を得て受賞作品を公開するもの。

【小野委員】

受賞者の容姿ということではなく、写真に写っている人の容姿ということか。

【富田係長】

そのとおり。容姿が写っている写真を市民の方に外部提供するということがあるので、前回登録を行ったもの。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 市立小学校・中学校における教育クラウド利用に関する業務」について事務局に説明を求める。

【片所主任】

資料14ページから29ページまでの「4 市立小学校・中学校における教育クラウド利用に関する業務」について、資料に沿って説明

【原野委員】

②の目的外利用登録について、アカウントを作成するのに氏名と学校名だけで設定できるのか。

【片所主任】

アカウント設定の際には、メールアドレス等も必要となるが、これについては、あくまで目的外利用の登録についてのもので、就学（就園）事務及び管理指導業務から目的外利用する情報としては、氏名と学校名を目的外利用するというもの。

【平田主任】

アカウントを特定するために、IDと別に氏名と学校名を登録する。IDについては、新たにメールアドレスをこちらの方で割り振ってIDにする予定。パスワードについても、こちらの方で初期パスワードを割り振り、アカウントを作成することを想定している。その後の運用としては、各児童生徒、教員がそのアカウントを使用して授業等で利用することを想定している。

【大森会長】

対象となる児童生徒は何年生からか。

【平田主任】

小学校1年生から中学校3年生までの全児童生徒にタブレット端末を貸与し、教育クラウドを利用する。転入転出を除けば、小学校1年生から中学校卒業までの9年間、教育クラウドを利用することになる。

【大森会長】

運営事業者は、グーグルを想定しているとのことだが、グーグルが委託を受けるということになるのか。

【平田主任】

グーグル社が提供している「G Suite for Education」というサービスを利用規約に沿って利用させてもらうという形になる。④の教育クラウド管理業務の委託は、インターネットを介して、グーグル社が持っているデータセンターに氏名、メールアドレス、学校名、様々なアップロードされるデータを保存してもらうことを委託するもの。③の教育クラウド利用登録の委託は、アカウントを登録する業務をICT業者に委託するもの。1万4,000を超えるアカウントを作成する必要がある。また、今後も運用していくものなので、今後のルールづくりなども一緒に整備できればと思っている。

【大森会長】

実際の管理は誰が行うのか。

【平田主任】

学校教育課の方で運用を固めてから業務委託をするのか、会計年度任用職員として任用している学習情報指導員で管理するのか検討しているところである。

【大森会長】

それは別途諮問等があるのか。

【平田主任】

外部委託をすればまた登録が必要と考えている。

【浦壁委員】

教育クラウドの利用は、強制なのか、任意なのか。小学1年生から中学3年生までが対象とのことだが、希望者はどの程度なのか。

【平田主任】

教育クラウドの利用はこれからなので想定の話になるが、アカウントは全員分作成する。また、各学校の授業の中で使用するため、生徒1人に1台ずつiPadが配布され

る。授業の中で使用する形になるので、任意ということではないが、基本的には使っ
ていただく形になると考えている。

【浦壁委員】

そのようななかで行政として個人情報を登録するというのは時期尚早なのではない
か。あくまで個人対事業者で情報を交換すべき問題ではないか。素人としてはそのよ
うに感じる。

【平田主任】

本格的には4月から本格的に運用することとしているが、教育クラウド自体は現在
コンピュータ室に入っているパソコンでも利用は可能。コロナの第2波、第3波が想
定される中で、教育クラウドを介することで、学校でも自宅でも同じデータが扱える
ようになるので、それに備える意味でも早めに準備を進めていく必要がある。国の方
でもGIGAスクールを前倒しで進めるように言っており、それに呼応して早めに進めた
いということで今回諮問させていただいた。

【壘指導主事】

現在国が進めているGIGAスクール構想というものがある。1人1台タブレット端末
を整備し、情報活用能力を子どもたちに身に付けさせようという国の政策である。1
人1台タブレット端末を整備すること、校内のインターネットの環境を改善し、高速
化すること、学習者1人1人にインターネットを活用して、作文、学習の成果物等も
インターネット上のフォルダに保管して学習を進めていくことが国が示している方向
性。早い所では、このような個人情報の会議の中で許可を受けてスタートしていると
ころもあると報道されている。上越市においても、端末の整備はまだ先であるが、ク
ラウドを整えることによって、子ども達がインフルエンザやコロナの影響により家庭
で過ごす場合にも、学校から情報提供したり、課題を配信したりということが可能と
なるものであるので、そのあたりを見据えながら準備を進めたいと考えている。

【原野委員】

収集する個人情報の項目の説明に、「作品、作文」とあるが、計算ドリルなどとい
った使い方は想定していないのか。

【壘指導主事】

教育クラウドで提供されるサービスの中に、フォームという機能があり、簡単なア
ンケートや小テストなども行うことができるので利用したいと考えている。ドリル等
については、どういう風に使っていくか今後検討しなければならないところである。

【原野委員】

現時点では、点数や成績が付くようなものは想定していないから、成績は収集項目に入れていないのか。それとも現在記載しているものに含まれているのか。

【片所主任】

収集項目として、「作文、作品」というように記載しているが、課題等も含むもの。既存の業務で対面で行っている児童生徒の管理指導業務の中で、「作文、作品」という項目で業務登録している。今回の教育クラウドでの収集項目についても、これまでの対面でのやりとりと同様に考えており、同様に「作文、作品」と表現している。

【原野委員】

「作文、作品」の中に、進捗度なども含まれるという意味か。

【平田主任】

成績表や通知表などは教育クラウドには保存しない想定。学校の教員が扱う別のネットワーク上で管理する。課題等を採点したものについては、クラウドに保存する可能性があるが、「作品、作品」と表現しているもの。

【大森会長】

「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」と抽象的に表現してあるが多岐にわたりいろいろなものがあると思う。別の業務登録では「作文、作品」と個別に収集項目を定めており、同じように業務登録しないといけないのではないか。

【平田主任】

包括的な表現にした趣旨としては、IDを各自に配布していることから生徒児童、教員の裁量で様々なものをアップロードすることができることとなる。「作文、作品」というように限定が難しいことから、「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」と包括的に表現したもの。

【石黒副課長】

浦壁委員の方から、時期尚早なのではないかという意見があったが、その趣旨としては、一つには個人情報クラウドというよく分からないところに上げてインターネットを介してやりとりするということが不安があるということだと思う。また、二つ目には、「アップロードする情報」というように抽象的な文言になっているが、もう少し具体的にしないと、例えば描いた絵がやりとりされるのか、通知表がやりとりされるのか、はっきりしないと不安というご意見だった。担当課としては、現状、詳細については確定していないというところか。

【平田主任】

例えば、「作文、作品」として登録し、「画像」をアップロードした場合に、収集項目にないじゃないかという話になってしまうのではないかという不安なところがあり、今回このように抽象的な表現としたもの。

【石黒副課長】

実際の学校での教育活動では、先生と対面でのやりとりで、作文、絵、点数、成績表、悩み事相談まで含めて、別の業務の中で業務登録がされている。それが今回は、インターネットという道具を使ってできるように登録するもの。可能性としては、学校で先生と児童生徒が話をしていることと同じことがインターネットを通して行うことが考えられるが具体的に定まっていない。運用としては、何らかのルールを作っていくということではよいか。

【平田主任】

実際の運用の前には、マニュアル等で、こういうデータはアップロードしてよい、こういうデータはアップロードしてはいけない、というように児童生徒、教員に指導したうえで運用を開始する。

【大森会長】

マニュアルやガイドラインの作成で済ませるのか。本来であれば、市が扱う情報については審議会で審議する対象になると思う。広く捉えておいて、担当部局においてガイドライン等で扱う項目を定めるということがいいものなのかどうか。

【石黒副課長】

会長の考えは、例えば、小テストの点数はいいが、通信簿の成績はだめ、絵だったらいいが、悩み事相談はだめとか、身体検査の身長や体重はだめだとか、もう少し明確化する必要がある、すべて行政に委ねるのではなくて、審議会の中で要否、可否を判断すべきということか。

【大森会長】

私はそういう捉え方をしている。審議会でも広く認めた中で、担当課でこれとこれはいいという話だとそれがいいものかどうか疑問に思う。そういう事例があるものかどうか。

【折笠委員】

9月議会でも審議するのではないのか。

【平田主任】

議会に出すわけではないが、コロナの第2波、第3波を見越して、できるだけ早くアカウントを作っておきたいと考えている。

【折笠委員】

9月議会は業者の選定についてだったか。

【平田主任】

選定も議会に出さなくても選定できる。

【金子課長】

9月議会では、端末の機器の購入の契約について議会で承認をいただいた。

【大森会長】

グーグルに委託し、実際には学校教育課が管理するということだが、子どもや教員がデータをアップロードしたときに、アップロードしたデータのアクセス権限は誰にあるのか。

【平田主任】

作成した本人のみがアクセスできる。先生に提出するように設定することも本人が行う。

【壘指導主事】

作品等のアクセスについては、自分の個人のフォルダに保存することもできるが、提出フォルダという形で、教師が作った、例えば「1年1組の子どもたちはここに提出してください」という共有フォルダを作って、そこに提出してもらうこともできる。評価する教師としては、共有フォルダを見て評価することができる。反対に、個人フォルダであれば、教員であってもアクセスすることはできない。

【大森会長】

そうすると、管理運営業務は、学校教育課だけでなく、教職員全員ではないか。クラウドの中のファイル共有をする場所で、先生がここに誰と誰がアクセスできるフォルダを作るというのは管理業務ではないか。

【片所主任】

先生がアップロードするものも今回の収集する個人情報の項目と考えている。「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」には、児童生徒がアップロードするものと、教員がアップロードするものを含めて表現している。

【大森会長】

管理業務をしているのは、学校教育課と各学校の教員という捉え方でいいか。

【平田主任】

共有フォルダを作成することが、管理業務にあたるのかということについて、私の認識では管理業務ではないという考えで、アカウントの管理は学校教育課が行うので、学校教育課の管理業務というように先ほどお答した。共有フォルダを作成することが管理業務というのであれば、学校の先生にも管理業務があるという形になる。

【高橋副会長】

システムとしての管理業務を学校教育課が行うというのは分かるが、アップロードする作品などのことについては、子供たちと学校の間でやりとりするものなので、学校教育課の管理業務ではなくて、それぞれの各学校の管理業務ではないか。特に学校の管理者である校長の委託を受けたそれぞれの管理人である教員が管理を行うという形で、普通の教育委員会と学校で行われている管理業務と同じレベルで行わないとおかしいのではないか。クラウド使おうと使うまいと全く同じことなのだから。現在学校で行われている管理業務と同じでなければおかしいと思う。システムについては学校で管理するわけではないので、学校教育課で構わないと思うが、その辺をはっきりさせておかないと今みたいな問題が起きる。

また、アップロードするケースの場合、先ほど個人で管理するとの話があったが、小学1年生に管理させるのは難しい。保護者も関係してくる。学校の中だと閉鎖的なので他のものが入る余地がないが、家庭でアップロードできるというのはいいことなのだけれども想定しないものがアップロードされる可能性がある。収集する項目として広いものを定めるのではなく、まず、これとこれはアップロードするんだということが明確になり、さらに学校で教育活動が行われるなかで、これも必要だというものが出てきたときに、取り扱う個人情報の項目が増えるという形で諮問するのがいいのではないかと思う。包括的なものではなく、全市内の学校で共通して行うものは最低限これとこれはというように定めるようにすれば今のような懸念が防げるのではないか。時間的な余裕がないなかで今回初めて行うものなので、やってみて失敗して、やらない方がよかったということになると、せつかくの素晴らしい取り組みが頓挫する恐れがある。そうしないためにも慎重に行った方がいいのではないか。

【浦壁委員】

業務を何に利用するのか明確になっていない。個人情報や家庭の中に及んだりするとなると、親の年収や学歴など、教育にまつわるものとしてたくさんの項目が出てくる。どこの部分をどういうふうにご利用するのか明確でないので、もう少し明確化する

必要があるように思う。

【田内委員】

アカウントを作るのに、外注化してそのためにこういう情報を収集したりするという話と、皆さんが言っている運用とか管理の問題は、次元が違う話だと思う。ステップを踏んで、外注化する必要がある先行してやらないと間に合わないので、利用登録については先に審議する、次の段階として運用管理として今皆さんから寄せられた意見を参考にもう一度審議会に出して、実際に運用する前に、承認して運用していくというようにしないと、この場で今問題になっていることを決めるのは難しいので、二つに分けたらどうか。

【石黒副課長】

②の目的外利用登録、③の利用登録業務の委託登録がアカウントを作る環境を整えるために必要なもの。実際にやりとりをして、作品になるのか、相談事になるのかといった、④の管理業務の委託において実際にクラウドに保存するデータがどの範囲になるのかのという話は分けた方がいいのではないかというお話だった。今回の諮問についても、分けた方がよいというご意見ということでよいか。ただし、大元の①の業務登録の「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」という部分が明確でないとの皆さんの意見だった。

【大森会長】

収集項目のうち、「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」というのがはっきりしないというのが委員の皆さんの意見であるので、対象を限定して場合により広げていくという方向性でよいかと思う。もう一つ、目的外で情報を利用して、学校名と氏名は本人から直接収集しないでも、学校教育課で保有する情報を基にするため目的外利用の登録を行う。また、アカウントの作成にあたって、多くのアカウントを作成する必要があることから、その業務を委託するというところまではよいかと思う。しかし、大元の業務登録が問題となっているので、他のところだけ良しとすることはできない。

【石黒副課長】

①の業務登録の項目中、「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」という部分が皆さんが懸念しているところであるが、アカウントを作るまでを諮問させていただくということも可能かと思う。したがって、「氏名」、「メールアドレス」、「学校名」まで認めていただけると準備を進めることはできる。この先に、アップロ

ードする情報が具体化されれば、一斉に又は段階的に追加されることになるかと思うが、今日のところは「氏名」「メールアドレス」「学校名」まで認めていただければと思う。

【大森会長】

④の管理業務の委託登録の方も同じことではないか。

【平田主任】

④の管理業務の委託登録についても、「教育クラウドにアップロードする教育活動にかかる情報」の部分は認められなくても、氏名、学校名、メールアドレスを扱うことを承認いただけるのであれば、アカウントの登録の作成は準備を進めることができる。

【大森会長】

ただ使えないという状態になるか。

【平田主任】

アップロードするものが明確になっていないのでアップロードすることは認められないということであれば、アカウント作るまでということになるかと思う。

【原野委員】

それだけでも進めておけばひとまず対応できるということか。

【平田主任】

業者の説明資料を見ているだけでは見えてこない部分もあるので、アカウント登録だけでもさせていただいて、使い勝手を見てみるとか、認識とのずれがないかなどチェックができるかと思う。

【大森会長】

試すための業務登録はいらないか。

【平田主任】

個人情報登録しない状態でテストユーザーのような形で登録してテストする方法になると思う。想定としては、学校の先生の有志を募って検討する組織の活動を近々開始したいと考えており、そこで教育クラウドを使っていきたいと考えていたところである。

【石黒副課長】

委員の交代により、10月26日に次回の審議会が予定されているので、その際に再度整理して審議したいと考えている。①と④の「教育クラウドにアップロードする

教育活動に係る情報」を削った形で本日は諮問したい。差し支えないと承諾をいただけるのであれば準備を進めていく。アップロードする情報は次回の審議会で審議することとして整理してよいか。

【原野委員】

先ほど使い勝手を見たいことだったが、使い勝手を見て使い勝手が悪かったらどうするのか。

【平田主任】

教育クラウドを選定するに当たって、機能等を比較して、「G suite」が一番いいと考えているところ。机上ではこういう風な使い方がいいのではないかという議論ができていますが、実際に動かしてみたいというところ。

【原野委員】

アカウント登録だけ先行して、他の所はまた改めてというようにステップを刻んだ場合、最終的にやっぱりなしにしようとしたときに、登録したことによってキャンセルができなくなることはないか。

【平田主任】

そういうことはない。

【石黒副課長】

14ページの収集する個人情報の項目のうち、「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」を削り、「氏名、メールアドレス、学校名」を残し、実施に進める準備のために必要な情報を収集する。18ページの目的外利用登録の氏名、学校名は、アカウントの作成の準備をする部分なので問題ない。また、22ページの利用登録の業務委託登録は、氏名、メールアドレス、学校名を扱うだけなのでこれも問題ない。24ページの管理業務の業務委託登録については、実際にクラウドに保存するものとして、氏名、メールアドレス、学校名のみ残し、教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報は削るという形で修正して諮問することではいかか。

【大森会長】

パスワードを収集する項目として登録する必要はないか。

【片所主任】

パスワードも含めてクラウドに登録される情報になるので、「教育クラウドにアップロードする教育活動に係る情報」に含めて考えていたもの。項目を細分化するのであれば必要なので検討が必要。

【原野委員】

現時点でパスワードはいらないのか。

【平田主任】

アカウント作成にあたり、パスワードは振る必要がある。

【石黒副課長】

パスワードも①の業務登録と④の委託登録に必要なので追加したい。アカウント登録後、テスト用のデータを送信したりするテストは想定しているか。

【平田主任】

想定している。

【大森会長】

これまでの例では、行政の保有する情報を実際に入れて試験運用する場合は、諮問を行っていたと思う。今回は仮のアカウントで架空のユーザーなのか。自分の本アカウントを使用してテストするのか、架空のアカウントでテストするのかわ違うと思うが、どういう運用になるのか。

【平田主任】

Gpro の教員の方には本人のアカウントを使用して実際の実務運用でもそれを引き継いで使っていく想定。

【大森会長】

そうすると業務登録する必要があるのではないか。テストする作品などは誰が作ったものか。

【壘井指導主事】

課題の配布や回収を想定すると、課題を作るのは教員なので、教員がテストする形になると思う。子どもが加工したものは出てこない。

【大森会長】

教員が教員のアカウントでアップロードしたのも登録が必要なのか。今後の課題だと思うが、行政の中で使われるシステムとは異なり、今回は児童生徒という一般の市民がユーザーとなるシステムを市が提供することのもの。考え方が違うので、従来の業務登録の方法でいいのか検討が将来必要なのかもしれない。「安心安全メール」など市民にサービスを提供するものはあってもメールアドレスを登録することはあったが、ここまでいろいろなものを登録して使うものはなかったように思う。テストアカウントでやっている評価のための活動も業務登録する必要があるのかははっきりしな

いが、テストアカウントでテストデータだけを扱っているのであれば、使う人と本人とが結びつかないので個人情報でなくてよいように思う。教員が本番でも使うアカウントで作ったものをアップロードするのであれば「作品」などとして、情報の種類も業務登録せざるをえないように思う。どうだろうか。

【石黒副課長】

例えば、教員がクラスだよりを作って、各自家で見るといのようにテストを行うのであれば、それは教員がアップロードする個人情報に当たるのかといわれると、それに個人の情報が入っていなければ個人情報ではない。例えば、クラスの特定の児童生徒だけに通知表をテストでアップロードするのであれば登録がなければすることができないが、クラスだよりのようなものをテストでアップロードすることや、生徒が個人情報でない共通のものを、教育クラウドを通して先生に提出させるということであれば個人情報には当たらない、と考えられる。

【大森会長】

登録する必要があるとすれば「評価のための」などと限られた情報として登録する必要があるのではないか。

【浦壁委員】

混乱しているようなので、事務局で整理して改めて次回に諮問していただければと思う。

【石黒副課長】

一度保留して再整理したいと思う。

【大森会長】

皆さんそれでよいか。

【原野委員】

必要性からすると、アカウント登録することとしてよいのではないか。運用するのが問題なのであれば、アカウントの登録だけでもできないものか。コロナで子供たちが勉強できなくなることが心配なので、すぐ動けるよう準備するという必要性は強く感じている。

【壘指導主事】

担当者としてただいまの発言は大変ありがたい。いろんなものを準備できないかという問い合わせがあるので、登録準備だけでもさせていただけると担当としてはありがたい。

【大森会長】

業者は決まっているのか。

【平田主任】

諮問いただいてからだと考えているので、まだ決まっていない。

【大森会長】

入札か。

【平田主任】

見積合わせという形を想定している。

【大森会長】

何日間くらいかかるか。次の審議会までに業者は決まりそうなのか。

【平田主任】

現時点では分からない。

【大森会長】

アカウントの作成を進めるために、「氏名、メールアドレス、学校名」までを登録するとした方がよいか。

【平田主任】

コロナの第2波、第3波というのが想定されるなかで、そのようにさせていただけると大変ありがたい。

【大森会長】

14ページの業務登録は氏名、メールアドレス、学校名、18ページの目的外利用登録はそのまま、22ページの利用登録の委託登録はそのまま、24ページの管理業務の委託登録は氏名、メールアドレス、学校名を足すこととして修正することによいか。

【石黒副課長】

パスワードを足す必要がある。

【大森会長】

14ページの業務登録と24ページの管理業務の委託登録にパスワードを足すということで、変更して決定ということでよいか。

【各委員】

よい。

【大森会長】

では、一部修正して答申することとし、次回までにもう一度整理をして、次回、新しい委員で審議してもらうこととする。

【大森会長】

続いて「5 ガス水道本支管及び施設の建設・維持管理業務」について事務局に説明を求める。

【片所主任】

資料30ページから31ページまでの「5 ガス水道本支管及び施設の建設・維持管理業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。
続いて「6 指定管理者の指定に関する業務」について事務局に説明を求める。

【富田係長】

資料32ページから41ページまでの「6 指定管理者の指定に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

報告案件の「1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る名簿作成業務」について先に諮問案件と合わせて説明があったので再度の説明は省略する。質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援に関する業務」について事務局に説明を求める。

【富田係長】

資料50ページから55ページまでの「2 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合支援に関する業務」について、資料に沿って説明

【小野委員】

人的関係というのはどういうものか。

【富田係長】

続柄などのことをいう。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「3 上越市夏の節電キャンペーン業務」について事務局に説明を求める。

【片所主任】

資料56ページの「3 上越市夏の節電キャンペーン業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「4 国民健康保険給付業務」について事務局に説明を求める。

【富田係長】

資料58ページから60ページまでの「4 国民健康保険給付業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「5 地域文化活動支援に関する業務」について事務局に説明を求める。

【片所主任】

資料62ページから63ページまでの「5 地域文化活動支援に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「6 上越市地域文化活動交流支援に関する業務」について事務局に説明を求める。

【片所主任】

資料64ページから65ページまでの「6 上越市地域文化活動交流支援に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。続いて「7 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【富田係長】

資料66ページから68ページまでの「7 指定管理者の指定に関する施設」につ

いて、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

(3) 特定個人情報保護評価について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市国民健康保険に関する事務」について事務局に説明を求める。

【阿部主事】

資料71ページから75ページまでの「1 上越市国民健康保険に関する事務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。
続いて諮問案件の「2 上越市予防接種に関する事務」について事務局に説明を求める。

【阿部主任】

資料76ページから94ページまでの「2 上越市予防接種に関する事務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり了承することで委員全員の了承を得る。
続いて諮問案件の「3 上越市健康増進事業に関する事務」について事務局に説明を求める。

【阿部主任】

資料95ページから111ページまでの「3 上越市健康増進事業に関する事務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり了承することで委員全員の了承を得る。

(4) その他

【大森会長】

委員又は事務局から連絡事項等はあるか。

【石黒副課長】

今回で2年間の任期の最後の審議会となる。次回は、10月26日に新しい委員での審議会となる。今回で区切りとなるので、総務管理課長からひと言ご挨拶申し上げます。

【金子課長】

皆様には平成30年10月1日から2か年に渡り、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の委員としてお勤めいただいた。皆様からの貴重な意見、慎重審議により、市民の方に有用な情報公開、個人情報の管理ができたと思っている。多くの方は引き続き来期も委員を引き受けていただくが、高橋副会長におかれては今回御退任となる。3期計6年、そのうち2期は副会長を務めていただき誠にありがたく思っている。教育界から選出ということで委員になっていただいているが、今回教育に関する案件について引き続き審議することとなってしまう、またご意見をいただきたいところであるが、次の委員についても教育界から選出される委員になっていただくので、間違いのないようにご説明していきたいと思っているので、今後もよろしくお願ひしたい。皆さんも次回以降ご意見を賜るのでよろしくお願ひしたい。

【石黒副課長】

高橋副会長からひと言いただきたい。

【高橋副会長】

3期6年務めさせていただいた。今回久しぶりに2時間近くの審議となったが、最初の頃はもっと時間が長く、資料の量ももっとあったように思う。しかし、難解で説明が分かりにくかったものを、図を入れたりしていただけて分かりやすくなってきたように思う。また、当初は諮問の漏れが多かったが少なくなってきた。諮問漏れを報告で済まし審議しないのはいかなものかと会長にお話ししたことが非常に印象に残っている。まだ、廃止したものを遅れて報告したりなどといったことも多少あるが、担当課の皆様が非常に一生懸命やられて、諮問の漏れがほとんどなくなってきた。これからも大変であると思うが、重要な審議会であるので、ぜひまた頑張ってください。この審議会は6年間務めさせていただいたのでそろそろ後任に譲りたいと思ひ、今回をもって委員を辞めさせていただくことにした。会長には、リーダーシップを発揮していただけて、専門的なこともいろいろと教えていただいた。皆様に感謝申し上げます。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。